

退職手当に関して特に御議論いただきたい点（メモ）

1 人事院の調査結果及び見解への対応

（１）退職給付総額における 402.6 万円の官民較差の是正方法＜資料 2＞

- 人事院調査結果を前提に官民較差 402.6 万円について調整することでよいか
- 平成 27 年 9 月末までの退職者に係る退職給付の支給水準調整について

（２）上記調整に当たっての段階的引下げ措置の要否 ＜資料 3＞

- 「過去に退職手当の引下げが行われた際には経過措置が講じられており、今回も所要の経過措置を講じることが適切と思料」との人事院見解について

（３）早期退職に対するインセンティブを付与する措置の要否 ＜資料 4＞

- 「国家公務員については再就職あっせんが禁止され、今後在職期間の長期化が一層進展。このため、組織活力を維持する観点から、大企業を中心に早期退職優遇制度がある程度普及していることも勘案しつつ、退職手当制度において早期退職に対するインセンティブを付与する措置を併せて講じる必要」との人事院見解について
- 早期退職者への退職手当の割増のあり方について
- 早期退職者への再就職支援のあり方について

⇒「中間的な議論の整理」へ

2 退職給付制度におけるその余の課題

- （１）官民較差是正のための水準調整の基本的なあり方
- （２）官民比較調査の頻度や方法
- （３）官の退職給付における「年金」と「一時金」のあり方

⇒「基本的な考え方」（最終取りまとめ）へ